

変更契約の締結及び専決処分の予定について

(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事)

令和8年 1月 21日
文教経済常任委員協議会
経済部 地域スポーツ課

1 工事名 青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事
 （令和7年第2回定例会議決）
 <工 期> 令和7年6月28日から令和8年3月31日まで

<相手方> 青森相互電設株式会社 代表取締役 細井 宏敏

2 変更内容

令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととした。

本市においても国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行うものである。

3 契約金額

| 区分 | 金額 | 変更理由 | 処理 |
|------------|---|-------------------|---|
| ① 当初契約 | 222,200,000 円 | | R7.5.7 仮契約 R7.6.26 議決 R7.6.27 本契約 |
| ② 変更契約（予定） | 224,568,300 円 [内訳] 増 2,368,300 円 (1.07%) | 特例措置の適用による労務単価の変更 | R8 1月専決処分予定 R8 第1回定例会報告予定 |

4 変更契約予定 令和8年1月中を予定

○地方自治法(抄)
 第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。
 ② (略)

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)
 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
 二～八 (略)

○公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置等の実施について(令和7年4月7日付青森市通知文書抜粋)

- 措置の内容
 令和7年3月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条(令和7年4月1日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第52条)の規定に基づき、令和6年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。
- 対象工事
 令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。
- 請負代金額の変更
 変更後の請負代金額については、次的方式により算出する。
 変更後の請負代金額 = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

○青森市工事請負契約標準約款 抜粋
 (その他の協議事項)
 第52条 この約款に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。



平面図